



資 料

## 第 5 期吹田市障がい福祉計画及び第 1 期障がい児福祉計画策定経過

### 《吹田市障がい者施策推進委員会》

会 議	開催日	要 旨
第 1 回	平成 29 年 7 月 12 日 (2017 年)	○第 5 期吹田市障がい福祉計画及び第 1 期吹田市障がい児福祉計画の策定について（諮問） ○第 4 期吹田市障がい福祉計画の検証について
第 2 回	平成 29 年 11 月 8 日 (2017 年)	○第 5 期吹田市障がい福祉計画及び第 1 期吹田市障がい児福祉計画（素案）について
第 3 回	平成 30 年 1 月 31 日 (2018 年)	○第 5 期吹田市障がい福祉計画及び第 1 期吹田市障がい児福祉計画（案）について（答申）

### 《吹田市障がい者施策推進委員会 作業部会》

会 議	開催日	会 議	開催日
第 1 回	平成 29 年 4 月 19 日 (2017 年)	第 11 回	平成 29 年 10 月 4 日 (2017 年)
第 2 回	平成 29 年 5 月 2 日 (2017 年)	第 12 回	平成 29 年 10 月 18 日 (2017 年)
第 3 回	平成 29 年 5 月 17 日 (2017 年)	第 13 回	平成 29 年 11 月 1 日 (2017 年)
第 4 回	平成 29 年 6 月 7 日 (2017 年)	第 14 回	平成 29 年 11 月 15 日 (2017 年)
第 5 回	平成 29 年 6 月 21 日 (2017 年)	第 15 回	平成 29 年 12 月 6 日 (2017 年)
第 6 回	平成 29 年 7 月 5 日 (2017 年)	第 16 回	平成 29 年 12 月 20 日 (2017 年)
第 7 回	平成 29 年 7 月 27 日 (2017 年)	第 17 回	平成 30 年 1 月 10 日 (2018 年)
第 8 回	平成 29 年 8 月 23 日 (2017 年)	第 18 回	平成 30 年 1 月 17 日 (2018 年)
第 9 回	平成 29 年 9 月 6 日 (2017 年)	第 19 回	平成 30 年 2 月 21 日 (2018 年)
第 10 回	平成 29 年 9 月 20 日 (2017 年)		

**《新たな吹田市障がい福祉計画の策定に向けたアンケート》**

調査対象 : 市内にお住まいの精神保健福祉手帳をお持ちの人等 2,335人（無作為抽出）  
調査期間 : 平成29年（2017年）8月21日 から 9月 8日 まで  
回答件数 : 1,005件（回答率 43%）

**《吹田市障がい児福祉計画の策定に向けたアンケート》**

調査対象 : こども発達支援センターを利用している児童等の保護者 319件  
市内の幼稚園、保育所、公的機関、民間事業所等の支援機関 133件  
調査期間 : 平成29年（2017年）8月～9月  
回答件数 : 保護者 162件（回答率 50.8%） 支援機関 76件（回答率 57.1%）  
ヒアリング : 市内障がい児関係団体等から聴取

**《第5期吹田市障がい福祉計画等策定に係る意見聴取会》**

日 時 : 平成29年（2017年）8月 2日13時30分～15時30分、18時30分～20時45分  
場 所 : 総合福祉会館1階会議室、保健センター3階研修室  
参 加 者 : 市内の障がい者（児）関係団体・事業所 34団体・事業所  
障がい者施策推進委員会作業部会委員 など

**《第5期吹田市障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画（素案）に係る****意見提出（パブリックコメント）手続き》**

意見提出期間 : 平成29年（2017年）12月20日 から 平成30年（2018年）1月21日 まで  
意見提出件数 : 77件

### 《吹田市障がい者福祉事業推進本部》

庁内における障がい福祉事業の連絡調整を図り、当該事業を総合的かつ効果的に実施するため設置

会 議	開催日	要 旨
第 1 回幹事会	平成 29 年 11 月 28 日 (2017 年)	○第 5 期吹田市障がい福祉計画及び第 1 期吹田市障がい児福祉計画の素案について
第 1 回本部会	平成 29 年 12 月 1 日 (2017 年)	○第 5 期吹田市障がい福祉計画及び第 1 期吹田市障がい児福祉計画の素案の決定について
第 2 回幹事会	平成 30 年 2 月 6 日 (2018 年)	○第 5 期吹田市障がい福祉計画及び第 1 期吹田市障がい児福祉計画の案について
第 2 回本部会	平成 30 年 2 月 8 日 (2018 年)	○第 5 期吹田市障がい福祉計画及び第 1 期吹田市障がい児福祉計画の案の決定について

### 《吹田市福祉審議会》

高齢者、障がい者、及び児童の福祉に関する事項、その他社会福祉に関する事項に調査審議する  
附属機関

会 議	開催日	要 旨
第 2 回	平成 30 年 2 月 5 日 (2018 年)	○第 5 期吹田市障がい福祉計画及び第 1 期吹田市障がい児福祉計画の策定について（報告）

### 《吹田市地域自立支援協議会》

障害者総合支援法の規定に基づき、関係者が共同して地域の障がい福祉に関する課題を協議する場

会 議	開催日	要 旨
第 2 回	平成 30 年 2 月 9 日 (2018 年)	○第 5 期吹田市障がい福祉計画及び第 1 期吹田市障がい児福祉計画の策定について（報告）

## 吹田市障がい者施策推進委員会 委員名簿

平成30年（2018年）3月31日現在

氏名	所属	役割
<b>1号委員（学識経験者）</b>		
綾部 貴子	梅花女子大学	
大山 七重	大阪弁護士会	委員長
角谷 岳朗	吹田市医師会	委員長職務代理者
<b>2号委員（市内の公共的団体の代表者）</b>		
梅本 由美	労働団体	
栗田 智代	吹田市社会福祉協議会	
畑中 タカ子	吹田市民生・児童委員協議会	
山本 典芳	吹田商工会議所	
<b>3号委員（障がいを有する市民及びその家族）</b>		
赤尾 広明	吹田市地域自立支援協議会 当事者部会	作業部会員
古瀬 常實	吹田市聴言障害者協会	
新屋 志郎	吹田視覚障害者福祉会	
西村 豊	吹田市身体障害者福祉会	
播本 裕子	吹田市手をつなぐ親の会	
<b>4号委員（市内において障がい者の福祉に関する事業に従事する者）</b>		
井上 正治	すいた障がい者就業・生活支援センター	
馬垣 安芳	吹田市地域自立支援協議会 居住支援部会	作業部会員
鴨井 健二	吹田市地域自立支援協議会 医療課題検討部会	作業部会員
辻本 考太	吹田市地域自立支援協議会 精神障がい者支援部会	作業部会員
富士野 香織	吹田市障がい者等居宅介護等事業所連絡会	
牧野 篤子	吹田市地域自立支援協議会 日中活動部会	作業部会員
山口 剛	吹田市障害児者を守る連絡協議会	作業部会員
<b>5号委員（関係行政機関の職員）</b>		
林 耕司	淀川公共職業安定所	
<b>6号委員（市民）</b>		
久保田 彰美	公募市民	

(50音順、敬称略)

## 吹田市障がい者施策推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和32年吹田市条例第302号）第3条の規定に基づき、吹田市障がい者施策推進委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、障害者の福祉施策に係る計画の策定その他障害者の福祉施策の推進について調査審議し、答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員22人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内の公共的団体の代表者
- (3) 障害を有する市民又はその家族
- (4) 市内において障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 市民

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 委員会に、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属するべき委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、当該部会の会務を掌理し、当該部会における調査審議の状況及び結果を委員会に報告する。

5 部会の運営については、第4条第3項及び前条の規定を準用する。

(意見の聴取等)

第7条 委員会及び部会は、必要に応じ、委員以外の者に会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉部障がい福祉室において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の意見を聴いて委員長が定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年7月1日から施行する。

## 第4期吹田市障がい者計画

## 第5期吹田市障がい福祉計画 第1期吹田市障がい児福祉計画

平成30年（2018年）3月

発行 吹田市福祉部障がい福祉室

〒564-8550 吹田市泉町1-3-40

電話 06-6384-1349 FAX 06-6385-1031

吹田市児童部こども発達支援センター

〒564-0082 吹田市片山町2-11-40

電話 06-6339-6105 FAX 06-6387-5734

この冊子は300部作成し、1部あたりの単価は590円です。

※計画書の表紙、裏表紙、本文中に障がいのある市民の皆さんから寄せられた作品を採用させていただきました。